

## 扶桑町告示第51号

### 工事の制限付一般競争入札

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167の6第1項及び扶桑町契約規則（昭和59年扶桑町規則第17号）第5条第1項及び第7条の規定に基づき告示する。

令和6年4月8日

扶桑町長 鯖瀬 武

#### 1. 入札に付する事項

(1) 工 事 名	高雄小学校体育館等大規模改修工事
(2) 路線等の名称	扶桑町立高雄小学校
(3) 工事場所	扶桑町大字高雄地内
(4) 工 期	契約議決の翌日から令和7年3月14日まで
(5) 工事概要	外壁等改修工事 一式、防水改修工事 一式、 便所改修工事 一式、体育館内装等改修工事 一式、 LED照明改修工事 一式、省エネルギー改修工事 一式等
(6) 予定価格	金. 203,308,000円 この金額は消費税及び地方消費税を除いた金額である。
(7) 最低制限価格	設定する(非公表)。

#### 2. 入札方法

本案件は、入札及び申請書の提出等をあいち電子調達共同システム（CALS/E C）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）で行う。

一定の資格要件を満たした単体企業及び2者による自主結成方式の特定共同企業体（以下「特定JV」という。）の参加による制限付一般競争入札により行うものとする。特定JVは、単独企業用として利用者登録された代表構成員の代表者名義のICカードで、特定JV名により電子入札に参加すること。また特定JVで入札に参加する場合、構成員は単独で入札に参加できない。

その他詳細な入札方法は、扶桑町工事等電子入札実施要綱（平成20年扶桑町要綱第17号。以下「電子入札要綱」という。）による。また特定JVのその他詳細は、共同企業体取扱要領（昭和62年扶桑町要領）及び別紙「高雄小学校体育館等大規模改修工事制限付一般競争入札に参加する特定共同企業体について」による。

#### 3. 入札参加者の資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

建設業の許可	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建築一式工事についての建設業許可を受けていること（下請負契約の総額が7,000万円以上となる場合は、特定建設業の
--------	--

	許可が必要となる。ただし、特定JV構成員については代表構成員以外の者はこの限りでない。)
総合評定値・所在地等	<p>(1) 単体企業による参加者</p> <p>ア 令和6年度・7年度扶桑町入札参加者名簿に登録されている契約を締結する営業所等(以下「契約営業所」という。)の所在地が愛知県尾張建設事務所管内(名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡)又は愛知県一宮建設事務所管内(一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡)にあり、かつ、建築一式工事について扶桑町建設工事入札参加資格を有している者</p> <p>イ 建築一式工事の総合評定値(P)が、契約営業所が扶桑町内にある者については700点以上、扶桑町を除く愛知県一宮建設事務所管内にある者については950点以上、愛知県一宮建設事務所管内にない者については1,000点以上であること。</p> <p>ウ 契約営業所が愛知県一宮建設事務所管内にない者については、年間平均完成工事高が22億円以上であること。</p> <p>(2) 特定JVによる参加者</p> <p>《Ⅰ》代表構成員</p> <p>ア 契約営業所の所在地が愛知県尾張建設事務所管内又は愛知県一宮建設事務所管内にあり、建築一式工事について扶桑町建設工事入札参加資格を有している者</p> <p>イ 経営事項審査の建築一式工事の総合評定値(P)が、1,000点以上である者</p> <p>ウ 出資比率は他の構成員を上回るものとする。</p> <p>《Ⅱ》その他の構成員</p> <p>ア 扶桑町内に契約営業所を有している者で、契約営業所が建築一式工事について扶桑町建設工事入札参加資格を有している者</p> <p>イ 出資比率の最小限度比率は、3割とする。</p> <p>《Ⅲ》その他の条件</p> <p>年間平均完成工事高の全構成員の合計額が22億円以上であること。</p> <p>※経営事項審査の数値については、告示日時点の最新のものを採用する。</p>
配置技術者	当該工事に対応する許可業種に係る国家資格を有する主任技術者を配置させること。なお、下請負契約の総額が7,000万円以上となる場合は、監理技術者の資格を有する者を配置させることとし、請負金額8,000万円以上となる場合は工事現場ごとに専任の監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を配置させること等、法の対応については、入札参加者が自らの確に行うこととする。
その他	<p>(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者(特定JVについては構成員全員)。</p> <p>(2) 次の期間のいずれの日においても、法第28条の規定に基づく国土</p>

交通大臣又は愛知県からの営業停止及び愛知県又は扶桑町からの指名停止を受けていない者（特定JVについては構成員全員）。

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反、贈賄又は禁固刑以上の犯罪に起因する営業停止及び指名停止については、当該入札の日から6月前の日までの間。

② ①以外の事由に起因する営業停止及び指名停止については、制限付一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から当該入札の日までの期間。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（特定JVについては構成員全員）。

(4) 本工事の設計業務の受託者（株式会社沢木設計事務所）と資本面又は人事面において次に掲げる関係がないこと（特定JVについては構成員全員）。

① 当該受託者の発行済株式総数の過半数を有し、又はその出資総額の過半数を超える出資をしている場合。

② 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合。

③ その他①又は②と同視しうる特別な提携関係があると認められる場合。

(5) 入札に参加しようとする者の間に①から③のいずれかに規定する資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係があるものの全てが特定JVの代表者以外の構成員である場合を除く。）。ただし、子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定によるものをいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。また、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は有効として取り扱うものとする。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、「扶桑町入札者心得書（平成2年扶桑町告示第41号、以下「入札心得」という。）」第9条の2の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係がある場合

・親会社等（会社法第2条第4号の2の規定によるものをいう。以下同じ。）と子会社等との関係にある場合

・親会社等を同じくする子会社同士等の関係にある場合

② 人的関係がある場合

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合</li> <li>・一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合</li> </ul> <p>③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p> <p>(6) 本告示日から落札決定までの間、「扶桑町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年9月4日付け扶桑町長・扶桑町教育委員会教育長・愛知県犬山警察署長締結、以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと（特定JVについては構成員全員）。</p> <p>(7) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない者を除く。）。</p>
--	---

#### 4. その他の条件

1 現場説明	なし
2 入札保証金	扶桑町契約規則による。
3 契約保証金等	契約金額の10分の1以上の金銭的契約保証を求める。
4 入札執行回数	1回
5 前払金	有（扶桑町公共工事の前金払取扱要綱及び扶桑町公共工事の中間前金払取扱要綱によるものとする。）

#### 5. 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を電子入札システムにより扶桑町指定の電子ファイルを添付して提出するとともに、入札参加資格の確認に必要な添付書類等を書面にて1部提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を提出していない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。なお、ICカード再取得手続中等、電子入札システムを利用できない場合は、事前に扶桑町の承諾を得た場合に限り、紙による申請書、入札書等の提出による参加も可とする。

##### (1) 提出書類及び提出期間等

提出書類	ア. 申請書（電子入札システムにより提出）	
	イ. 添付書類（持参又は郵送により提出、単独企業はAからEを、特定JVはAからHまでを構成員全員分も含め提出のこと。）	
	A	建設業許可通知書又は証明書の写し
	B	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
	C	資本関係・人的関係調書
	D	使用印鑑届
	E	印鑑証明書（写し可）
F	建設工事入札参加資格審査申請書（特定共同企業体）	

	<table border="1"> <tr> <td>G</td> <td>建設共同企業体協定書</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>委任状</td> </tr> </table> <p>※証明書は申請日から3ヶ月以内の発行日のものに限る。  ※健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること又は適用除外となっていることが経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しで確認できない場合は、確認できる資料の提出を求める。</p>	G	建設共同企業体協定書	H	委任状
G	建設共同企業体協定書				
H	委任状				
提出期間	<p>ア. 申請書（電子入札システムにより提出）  令和6年4月8日（月）正午から令和6年4月19日（金）午後5時までの電子入札システム利用可能時間</p> <p>イ. 添付書類（持参又は郵送により提出）  令和6年4月8日（月）から令和6年4月19日（金）まで  （扶桑町の休日を定める条例（平成2年扶桑町条例第23号）第1条第1項に規定する休日を除く。）  午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで</p>				
提出場所	扶桑町役場総務部行政課 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地				
その他	提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。 提出書類は返却しない。 提出書類は他に使用しない。				

(2) 入札参加資格の確認結果通知

令和6年4月26日（金）午後5時までに電子入札システムにより通知する。

(3) 入札参加資格を有しない者への理由の説明

入札参加資格がない旨の通知をされた者は、令和6年5月10日（金）までに書面を扶桑町役場総務部行政課に提出することによりその理由の説明を求めることができる。

6. 契約条項等を示す期間及び場所

設計図書等の配布方法	設計図書等データは入札参加資格の確認結果通知後オンラインストレージを通じて提供（そのアドレスは電子入札システムの入札情報サービス及び競争入札参加資格確認通知書に記載する予定）。設計図書等は扶桑町の承諾なく本件入札以外の目的に使用することを禁ずる。
質疑書提出日	令和6年5月15日（水）正午まで
質疑提出方法	設計図書等に関する質問がある場合には、FAXにより扶桑町役場総務部行政課へ提出すること。FAXの件名は「高雄小学校体育館等大規模改修工事の質疑について」とすること。提出がない場合は、質問がないものとみなす。
質疑回答日	<p>回答方法 入札情報サービスにて閲覧に供する。</p> <p>回答予定日 令和6年5月17日（金）午後5時00分まで</p>

## 7. 入札書に記載する金額

契約者決定に当たっては、入札書に記載された金額に引渡し時点（※）の消費税法及び地方税法で定められた税率を加算した金額（当該金額に1円未満[単価契約は1厘未満]の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の税抜金額を入札書に記載すること。

（※）引渡し時点は、検査結果通知書に記載する「引渡し完了年月日」とする。

## 8. 入札の執行

提出期間	令和6年5月20日（月）午前8時から令和6年5月21日（火）午後4時までの電子入札システム利用可能時間
提出方法	電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付ファイルとして送信すること。ただし、事前に扶桑町の承諾を得た場合は、扶桑町の指示により紙による入札書及び工事費内訳書の提出も可とする。
開札予定日時及び開札場所	令和6年5月22日（水）午前8時30分 扶桑町役場総務部行政課
その他	(1) 入札で落札者がいないときは、その入札において最低制限価格以上で最低の価格を提示した者に、見積書の提出を求め、随意契約をすることができる。 (2) 入札参加者は、入札書提出時に工事費内訳書を添付すること。工事費内訳書は指定する様式とし、記載金額は、入札金額と同じ金額とする。工事費内訳書の提出がない入札は無効とする。 (3) 入札に関し談合の疑いがあるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。 (4) 入札に参加する者が1企業である場合においても、原則として入札を執行するものとする。 (5) その他入札の執行は、入札心得及び電子入札要綱により行う。

## 9. 入札の無効

- (1) 入札心得第14条及び第14条の2並びに電子入札要綱第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 本告示に示した入札参加資格のない者及び虚偽の申請をした者の行った入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札を取り消す。なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者等、落札決定時点において入札参加資格のない者の行った入札は無効とする。

## 10. その他

- (1) 契約については、落札決定後仮契約を締結し、「扶桑町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和44年扶桑町条例第7号)」第2条に基づ

き、扶桑町議会の議決を経たうえで確定する。

- (2) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、請負金額の10分の1にあたる額を損害賠償金として請求する。  
また、損害賠償の請求にあわせて本件契約を解除することがある。
- (3) 契約締結時に、紛争の解決を法第25条による建設工事紛争審査会に委ねる旨の仲裁合意書を締結するものとする。
- (4) 本工事の下請工事及び建設資材等の発注については、できる限り扶桑町内業者への発注に配慮すること。
- (5) 本工事の下請工事の発注については、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に適切に加入している者（加入義務のない者を含む。）への発注に努めること。
- (6) 開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。また、落札者が同期間において扶桑町から指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (7) 暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。
- (8) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに町に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (9) 問い合わせ先

〒480-0102

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地

扶桑町役場総務部行政課行政グループ

電話0587-92-4105

FAX 0587-93-2034

メールアドレス gyousei\_sc@town.fuso.lg.jp

(ただし、外部からのメールは、当町のメールフィルタのため当方が閲覧するまでに時間がかかる場合があります。また、メールの件名には「高雄小学校体育館等大規模改修工事」の文言を入れてください)

## 高雄小学校体育館等大規模改修工事の制限付一般競争入札留意事項

### ・ 予定価格の事前公表

本工事は、「扶桑町建設工事等の入札に係る予定価格の事前公表に関する実施要領（平成12年10月）」に基づき予定価格を事前公表しているため、入札予定価格公表分の入札執行回数は1回とし、その入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書（大項目まで）を提出すること。

## 制限付一般競争入札 入札参加資格確認提出書類一覧

このほか競争参加資格確認申請書は、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)における電子入札サブシステムにより扶桑町指定の電子ファイルを添付の上、提出すること。

書類	申請者	単 体	共同企業体
建設業許可通知書又は証明書の写し (証明書は3ヶ月以内の発行日のもの)		○	○ (構成員全員)
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し		○	○ (構成員全員)
資本関係・人的関係調書		○	○ (構成員全員)
使用印鑑届(※)		○	○ (構成員全員)
印鑑証明書(※) (3ヶ月以内の発行日のもの、原寸で鮮明なものに限り写し可)		○	○ (構成員全員)
建設工事入札参加資格審査申請書(特定共同企業体)			○
建設共同企業体協定書			○
委任状			○

(※)：令和6年度・令和7年度において、既に扶桑町に提出している場合は提出不要。  
提出書類を郵送する場合、入札担当者の名刺を同封すること。



## 高雄小学校体育館等大規模改修工事制限付一般競争入札に参加する特定共同企業体について

高雄小学校体育館等大規模改修工事の制限付一般競争入札に参加する特定共同企業体については、共同企業体取扱い要領（昭和62年扶桑町要領）に定めるほか、次のとおりとする。

- 1 構成員の結成方法は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 構成員の数は2社とし、自主結成とする。
  - (2) 扶桑町内に契約営業所を有する建設業者を含む組合せであること。
  - (3) 同一等級又は直近等級に属する構成員の組合せであること。なお、扶桑町内に契約営業所を有する建設業者の等級については、扶桑町業者指名審査事務取扱要綱（昭和56年扶桑町要綱第6号）第8条第4項の規定に基づき1等級上位の等級とみなす。
  - (4) 構成員が結成することができる特定共同企業体の数は、1とする。
  - (5) 構成員の当該共同企業体に対する出資比率の最小限度基準は30パーセントとし、構成員において自主的に定めること。なお構成員のうち、出資比率の高い構成員を代表構成員とする。
- 2 特定共同企業体を構成して競争入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。
  - (1) 扶桑町における建築一式工事に係る入札参加資格を有すること。
  - (2) 建築一式工事につき、営業年数が3年以上あり、かつ、元請として実績を有すること。また、過去5年間に国（公社、公団、独立行政法人及び国立大学法人を含む）又は地方公共団体（公社、公団、地方独立行政法人及び公立大学法人を含む）で1件あたりの請負代金額（税込）が130万円超の建築一式工事实績を有すること。なお、工事实績を確認できない場合、資料の提出を求めることがある。
  - (3) 代表構成員については建築一式工事に係る国家資格を有する主任技術者（下請代金の総額が7,000万円以上の場合は監理技術者）、その他の構成員については建築一式工事に係る国家資格を有する主任技術者となることができる者が存し、扶桑町から請け負った本工事の請負代金の額が8,000万円以上の場合は、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ること。